

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日が休日  
たるときは、  
その翌日)

## 目 次

- ◇ 告 示
  - 町の区域の変更等 (市町村振興課)
  - 保険薬剤師の登録 (保険課)
  - 農業近代化資金の利子補給率の一部改正 (経営指導課)
  - 農業近代化推進資金の利子補給率等の一部改正 ( )
  - 中山間地域活性化資金の利子補給率等の一部改正 ( )
  - 保安林の指定 (二件) (森林保全課)
  - 生産事業者の登録の失効 ( )
  - 漁業近代化資金の利子補給率の一部改正 (水産課)
  - 漁業経営維持安定資金の利子補給率等の一部改正 ( )
  - 漁業経営安定資金の利子補給率等の一部改正 ( )
  - 土地収用法による事業の認定 (三件) (管理課)
  - 土地区画整理法による換地処分 (都市計画課)
  - 公募型指名競争入札の実施 (二件) (管理課)
- ◇ 關達公告

## 告 示

### 鳥取県告示第八百十四号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、鳥取市長から次のとおり町の区域を変更し、及び字を廃止する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この町の区域の変更及び字の廃止は、土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第百三条第四項後段の規定による鳥取市が行う鳥取都市計画事業大寺屋北方土地区画整理事業施行地区の宅地の換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成十年十二月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する町の名称	同上の区域(平成十年一月二十二日現在の地番による。)
湖山町西一丁目	湖山町西一丁目の全域 湖山町字大寺屋北方二八四〇の一九、二八四一の二から二八四一の八まで、二八四一の二〇、二八四一の一、二八七八、二八七九の一、三九八二の四の一部、三九八二の五、三九八二の六の一部、三九八五、三九八六の一、三九八六の四、三九八七、三九八八、三九八九の一、三九八九の二、三九九〇、三九九一の二から三九九一の四まで、三九九二の二から三九九二の三まで、三九九三から三九九五まで、三九九六の二から三九九六の三まで、三九九七、三九九八、三九九八の二の一部、三九九九、四〇〇〇、四〇〇一の一、四〇〇一の二、四〇〇二から四〇〇六まで、四〇〇六の一、四〇〇六の二、

四〇〇七の一、四〇〇七の二、四〇〇八の一から四〇〇八の六まで、  
 四〇〇九の一、四〇〇九の二、四〇一〇の一から四〇一〇の三まで、  
 四〇一一の一、四〇一一の二、四〇一二の一から四〇一二の四まで、  
 四〇一三の一から四〇一三の三まで、四〇一四の一、四〇一四の二、  
 四〇一五の一から四〇一五の三まで、四〇一七の一、四〇一八から  
 四〇二二まで、四〇二三の一、四〇二三の二、四〇二四、四〇二四  
 の一、四〇二四の二、四〇二五、四〇二六、四〇二七の一から四〇  
 二七の三まで、四〇二八の二、四〇二九、四〇三〇の一、四〇三〇  
 の二、四〇三一、四〇三一の一、四〇三二の一、四〇三二の二、四  
 〇三四の二、四〇三六の一、四〇三六の二、四〇三七、四〇三七の  
 一、四〇三八、四〇三八の一から四〇三八の四まで、四〇三九、四  
 〇四〇から四〇四八まで、四〇四八の一、四〇四九、四〇四九の一、  
 四〇五〇、四〇五一の二の一部、四〇五一の三の一部、四〇五一の  
 九の一部、四〇五三の三の一部、四〇五三の四の一部、四〇五四の  
 一の一部、四〇五五の二の一部、四〇五五の三の一部、四〇五五の  
 三、四〇五五の六の一部、四〇八二の二の一部、四〇九三の一部、  
 四〇九四の二の一部、四〇九四の三の一部、四〇九五の二の一部、  
 四〇九六の二の一部、四〇九七の二の一部、四〇九八の二の一部、  
 四〇九八の五の一部、四〇九八の七の一部、四〇九九の一部、四一  
 〇〇の二の一部、四一〇二の二、四一〇二の三、四一〇五、四一〇  
 七から四一一一まで、四一一二の二、四一一二の三、四一一三の二、  
 四一一三の三、四一一四の一から四一一四の四まで、四一一六の一  
 から四一一六の三まで、四一一七、四一一七の一、四一一八の一、  
 四一一八の二、四一一九の一、四一一九の二、四一二〇、四一二一  
 の一、四一二二の二、四一二三、四一二四の一、四一二四の三、四  
 一二五、四一二五の二、四一二六から四一三〇まで、四一三一の二  
 及びこれらと一体をなす国有地  
 湖山町字二本松西方二九五二の二、二九五二の三、二九五二の五、  
 二九五二の六、二九五二の二、二九五二の三、二九五二の四  
 の一部、二九五二の一五の一部、二九五二の一七の一部、二九五二  
 の二〇、二九五二の二一、二九五二の二三、二九五二の二四、二九

湖山町北二丁目

五二の二六、二九五二の二七の一部、二九五二の二八の一部、二九  
 五二の三四から二九五二の三七まで、四一三五の二、四一三七の一、  
 四一三七の三から四一三七の八まで、四一三七の一〇から四一三七  
 の一四まで、四一四〇の二及びこれらと一体をなす国有地  
 湖山町字白浜三七三〇、三七四六の四、三七五八の一から三七五八  
 の四まで的一部、三七六二の一部、三七六二の一、三七六二の二の  
 一部、三七六二の三の一部、三七九三の二の一部及びこれらと一体  
 をなす国有地

湖山町北二丁目全域

湖山町字二本松西方二九五二の四、二九五二の一四の一部、二九五  
 二の一五の一部、二九五二の一六、二九五二の一七の一部、二九五  
 二の一八、二九五二の一九、二九五二の二七の一部、二九五二の二  
 八の一部、二九五二の三二、三九八一の三、三九八一の四、四一三  
 四、四一三五の一、四一三七の九、四一三九、四一四〇の一  
 湖山町字白浜二九六〇の五〇、二九六〇の八六、二九六〇の二三五、  
 二九六〇の一五三から二九六〇の一五七まで、二九六〇の一七四か  
 ら二九六〇の一八六まで、二九六〇の一八八から二九六〇の一九二  
 まで、二九六〇の三三〇、二九六〇の三三七、二九六〇の三三九、  
 二九六〇の三三〇、二九六〇の三八三、二九六〇の四二五から二九  
 六〇の四二七まで、三六八〇の一から三六八〇の三まで、三六八一  
 の二、三六八二の二、三六八三、三六八三の一、三六八四の二、三  
 六八五の一、三六八五の二、三六八六から三六八八まで、三六八八  
 の二、三六八九、三六九〇の一、三六九〇の二、三六九一の一から  
 三六九一の一〇まで、三六九二から三七〇三まで、三七〇五、三七  
 〇六、三七〇七の一、三七〇七の二、三七〇八の一から三七〇八の  
 一三まで、三七〇九の一、三七五八の一から三七五八の四までの一  
 部、三七五九、三七六〇の一、三七六〇の二、三七六一の一、三七  
 六一の二、三七六二の一部、三七六二の二の一部、三七六二の三の  
 一部、三七六二の四、三七六二の五、三七六三、三七六四の一、三  
 七六四の二、三七六五の二から三七六五の四まで、三七六六、三七

六七、三七六八の二から三七六八の五まで、三七六九の一、三七六九の二、三七七〇、三七七〇の一、三七七〇の二、三七七一の一、三七七一の二、三七七二の二から三七七二の三まで、三七七三、三七七八の二から三七八二の四まで、三七八三の二から三七八三の三まで、三七八四、三七八五の一、三七八五の二、三七八六、三七八七の一、三七八七の二、三七八八の二から三七八八の三まで、三七八九、三七八九の二、三七八九の三、三七八九の四、三七八九の五、三七八九の六、三七八九の七、三七九〇の二から三七九〇の七まで、三七九一、三七九二の一、三七九二の二、三七九三、三七九三の一、三七九三の二、三七九四の一、三七九四の二及びこれらと一体をなす国有地

湖山町字大寺屋北方三九八二の二から三九八二の三まで、三九八二の四の一部、三九八二の六の一部、三九八二の七の一部、四〇五一、四〇五一の一、四〇五一の二の一部、四〇五一の三の一部、四〇五一の四から四〇五一の六まで、四〇五一の八、四〇五一の九の一部、四〇五一の一〇、四〇五三、四〇五三の二、四〇五三の三の一部、四〇五三の四の一部、四〇五四の一部、四〇五五の一部、四〇五五の二の一部、四〇五五の四、四〇五五の五、四〇五五の六の一部、四〇五六の二から四〇五六の七まで、四〇五七、四〇五八の二から四〇五八の四まで、四〇五九の一、四〇五九の二、四〇六〇の一、四〇六〇の二、四〇六〇の四、四〇六〇の六から四〇六〇の九まで、四〇六二の二から四〇六二の四まで、四〇六四の二から四〇六四の三まで、四〇六九の一、四〇六九の四、四〇六九の五、四〇六九の八、四〇七〇の二から四〇七〇の八まで、四〇七一の二から四〇七一の六まで、四〇七二の二から四〇七二の五まで、四〇七三の二から四〇七三の四まで、四〇七四、四〇七四の一、四〇七五、四〇七六、四〇七七の二から四〇七七の四まで、四〇七八の二から四〇七八の五まで、四〇七九の二から四〇七九の三まで、四〇八〇の二、四〇八〇の三、四〇八一の二から四〇八一の三まで、四〇八二の二から四〇八二の四まで、四〇八三から四〇八五まで、四〇八六の二から四〇八六の四まで、四〇九二、四〇九二の二から四〇九二の八まで、四〇九三の一部、四〇

九三の一、四〇九三の二、四〇九四の一、四〇九四の二の一部、四〇九四の三の一部、四〇九五の一の一部、四〇九五の二、四〇九六の一、四〇九六の二の一部、四〇九六の三、四〇九七の一の一部、四〇九七の二、四〇九八の一の一部、四〇九八の二、四〇九八の三、四〇九八の四の一部、四〇九八の五、四〇九八の六、四〇九八の七の一部、四〇九八の八、四〇九九の一部、四一〇〇の一、四一〇〇の二の一部、四一〇〇の三

湖山町字大寺屋の全域  
湖山町字大浜ノ巻の全域

廃止する字の名称  
湖山町字大寺屋北方、湖山町字二本松西方、湖山町字白浜、湖山町字大寺屋、湖山町字大浜ノ巻

**鳥取県告示第八百十五号**

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

平成十年十二月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
杉 岡 佳 子	鳥 業 一 一 二 二	平成十年十一月二十四日
近 藤 幸 子	鳥 業 一 一 二 三	平成十年十二月八日

## 鳥取県告示第八百十六号

平成八年四月鳥取県告示第二百四十七号（農業近代化資金の利子補給率について）の一部を次のように改正し、平成十一年一月六日から施行する。

平成十一年一月六日前に、鳥取県農業近代化資金利子補給規則（昭和三十七年二月鳥取県規則第二号）第三条の規定による利子補給契約に基づき、利子補給について知事の承認の行われている農業近代化資金については、なお従前の例による。

平成十年十二月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一の表及び二の表中「一・二パーセント」を「〇・九パーセント」に、「〇・七五パーセント」を「〇・四五パーセント」に改める。

## 鳥取県告示第八百十七号

平成八年四月鳥取県告示第二百四十八号（農業近代化推進資金の利子補給率等について）の一部を次のように改正し、平成十一年一月六日から施行する。

平成十一年一月六日前に、鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則（昭和四十一年六月鳥取県規則第二十四号）第四条の規定による利子補給契約に基づき、利子補給について知事の承認の行われている農業近代化推進資金については、なお従前の例による。

平成十年十二月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

表中「一・一パーセント」を「一・三パーセント」に、「〇・六パーセント」を「〇・四五パーセント」に改める。

## 鳥取県告示第八百十八号

平成八年四月鳥取県告示第二百四十九号（中山間地域活性化資金の利子補給率等について）の一部を次のように改正し、平成十一年一月六日から施行する。

平成十一年一月六日前に、鳥取県中山間地域活性化資金利子補給規則（平成二年十二月鳥取県規則第五十八号）第五条の規定による利子補給契約に基づき、利子補給について知事の承認の行われている中山間地域活性化資金については、なお従前の例による。

平成十年十二月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

表の一の項中「一・三五パーセント」を「一・五五パーセント」に、「〇・九五パーセント」を「〇・六五パーセント」に、「〇・五パーセント」を「〇・二パーセント」に、「二・八五パーセント」を「二・〇五パーセント」に、「〇・四五パーセント」を「〇・一五パーセント」に、「一・九五パーセント」を「二・一五パーセント」に、「〇・三五パーセント」を「〇・〇五パーセント」に改め、同表の二の項中「一・一パーセント」を「一・三パーセント」に、「一・二パーセント」を「〇・九パーセント」に、「〇・七五パーセント」を「〇・四五パーセント」に、「一・六パーセント」を「一・八パーセント」に、「〇・七パーセント」を「〇・四パーセント」に改め、「年〇・二五パーセント」を削り、「一・七パーセント」を「一・九パーセント」に、「〇・六パーセント」を「〇・三パーセント」に改め、「年〇・一五パーセント」を削り、同表の三の項中「一・一パーセント」を「一・三パーセント」に、「一・二パーセント」を「〇・九パーセント」に、「〇・七五パーセント」を「〇・四五パーセント」に改める。

## 鳥取県告示第八百十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成十年十二月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保安林の所在場所

境港市財ノ木町字上灘一の五〇地先、佐斐神町字砂濱一 七の一五地先、字砂濱二 八の一―地先、字砂濱三 二五の一三―地先、字砂濱四 二九の一七―地先（以上五筆 国有林）

二 指定の目的

飛砂の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐は、択伐による。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、日野川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び境港市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第八百二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成十年十二月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保安林の所在場所

西伯郡大山町福尾字下河原五七三の一―地先、五七三の五―地先、字坂ノ下五八八地先、字中坪五九三―地先、字倉垣六四七の一―地先、六四八―地先、字四反田六八二―地先（以上七筆国有林）

二 指定の目的

風害の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐は、択伐による。
  - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、日野川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
- 次のとおりとする。
- 〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び大山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第八百二十一号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十四条第一項の規定に基づき、次の生産事業者の登録が失効したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

平成十年十二月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

登録番号	生産事業者の氏名	生産事業者の住所	生産事業の内容	事業所の名称	事業所の所在地
6 8	最上 吉雄	八頭郡八東町大字 佐崎一四九	穂の採取並びに 幼苗及び幼苗以外 の苗木の育成	最上吉雄 苗木	八頭郡八東町大 字佐崎

鳥取県告示第八百二十二号

平成八年四月鳥取県告示第二百五十号（漁業近代化資金の利子補給率について）の一部を次のように改正し、平成十一年一月六日から施行する。

平成十一年一月六日前に貸し付けられた漁業近代化資金については、なお従前の例による。

平成十年十二月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

表の一の項及び二の項中「一・二パーセント」を「〇・九パーセント」に、「一・〇五パーセント」を「〇・七パーセント」に改め、同表の三の項中「一・〇五パーセント」を「〇・七五パーセント」に、「〇・八五パーセント」を「〇・五五パーセント」に改め、同表の四の項及び五の項中「一・二パーセント」を「〇・九パーセント」に、「一・〇パーセント」を「〇・七パーセント」に、「〇・七五パーセント」を「〇・四五パーセント」に改め、同表の六の項及び七の項中「一・二パーセント」を「〇・九パーセント」に、「一・〇パーセント」を「〇・七パーセント」に改め、同表の八の項中「一・二パーセント」を「〇・九パーセント」に、「〇・七五パーセント」を「〇・四五パーセント」に改め、同表の九の項中「一・二パーセント」を「〇・九パーセント」に、「一・〇パーセント」を「〇・七パーセント」に、「〇・七五パーセント」を「〇・四五パーセント」に改める。

鳥取県告示第八百二十三号

平成八年四月鳥取県告示第二百五十一号（漁業経営維持安定資金の利子補給率等について）の一部を次のように改正し、平成十一年一月六日から施行する。

平成十一年一月六日前に貸し付けられた漁業経営維持安定資金については、なお従前の例による。

平成十年十二月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

表中「一・一パーセント」を「一・三パーセント」に、「一・二パーセント」を「〇・九パーセント」に改める。

鳥取県告示第八百二十四号

平成八年四月鳥取県告示第二百五十二号（漁業経営安定資金の利子補給率等について）の一部を次のように改正し、平成十一年一月六日から施行する。

平成十一年一月六日前に貸し付けられた漁業経営安定資金については、なお従前の例による。

平成十年十二月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一の表及び二の表中「一・六パーセント」を「一・八パーセント」に、「〇・七パーセント」を「〇・四パーセント」に改める。

鳥取県告示第八百二十五号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成十年十二月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 起業者の名称

北条町

二 事業の種類

北条町健康福祉センター建設工事及びこれに伴う北条町デイサービスセンター一部

改築工事

三 起業地

1 収用の部分 東伯郡北条町土下字国分田地内

2 使用の部分 なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

東伯郡北条町土下一一二

北条町役場

鳥取県告示第八百二十六号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成十年十二月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 起業者の名称

東伯町

二 事業の種類

東伯町生涯学習センター駐車場整備事業

三 起業地

1 収用の部分 東伯郡東伯町大字徳万字五反田、字唐屋地、字大久保田、字龍庵及

び字盲女垣地内

2 使用の部分 東伯郡東伯町大字徳万字大久保田地内

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

東伯郡東伯町大字徳万字五九一一二

東伯町役場

鳥取県告示第八百二十七号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成十年十二月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 起業者の名称

岸本町

二 事業の種類

別所川溪流植物園建設工事

三 起業地

1 収用の部分 西伯郡岸本町小林字臈ヶ瀬、字東臈ヶ瀬、字南臈ヶ瀬及び字詰坂北

平地内

2 使用の部分 なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所  
西伯郡岸本町吉長三七一三  
岸本町役場

**鳥取県告示第八百二十八号**

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第三項の規定に基づき、鳥取市から鳥取都市計画事業大寺屋北方土地区画整理事業施行地区の宅地について換地処分をした旨の届出があったので、同条第四項後段の規定により告示する。

平成十年十二月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

**調 達 公 告**

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成10年12月25日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 1 工事の概要
- (1) 工 事 名 主要地方道鳥取港線橋りょう整備工事（千代橋） 3工区
  - (2) 工事場所 鳥取市古市
  - (3) 工事内容
- ア 本件工事は、一級河川千代川に架かる橋りょう下部工のうち橋台1基及びこれ

に連なる護岸を建設する工事である。

イ 本件工事に近接して別途橋脚工事が施工中であるため、相互の連絡調整を十分に行う必要がある。

ウ 本件工事は、千代川堤外地で行うため、原則として出水期間以外の期間に施工しなければならない。このため関係機関と十分に協議を行う必要がある。

(4) 工事の詳細

橋台

構 造：逆T式橋台

基礎形式：杭基礎（鋼管杭 設計径1000mm）

橋台の高さ：7.0m

護岸工

構 造：プロック張工及び緑化プロック工

(5) 工期 平成11年2月から平成12年3月20日まで

2 技術資料等の提出ができる者

技術資料及び入札参加資格確認書類（以下「技術資料等」という。）の提出ができる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

(1) 共同企業体に関する条件

ア 本件工事は、特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）による共同施工とする。

イ 共同企業体は、県内に本店を有する者2名による自主結成によるものとする。

ウ 各構成員の出資比率は、30%以上とする。

エ 代表者は、出資比率が異なる場合は出資比率の大きい者とし、出資比率が同じ場合はどちらでもよいものとする。

オ 各構成員は、本件入札において他の共同企業体の構成員となることができない。

(2) 共同企業体の構成員共通の資格

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。



<p>イ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第6項に規定する特定建設業（土木一式工事）の許可を受けていること。</p> <p>ウ 平成9年1月鳥取県告示第35号（建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）に基づく入札参加資格のうち、一般土木工事のA級に係るものを有すること。</p> <p>エ 平成10年12月25日（金）から平成11年2月10日（木）までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。</p> <p>オ 本件工事の現地での施工期間については、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。</p> <p>カ 主任技術者にあつては、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条の3の規定による一級又は二級土木施工管理技師の資格を有する者であること。</p> <p>キ 監理技術者にあつては、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。</p> <p>ク 共同企業体の代表者の資格</p> <p>ケ 建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査（審査基準日が平成8年10月1日から平成9年9月30日までの間にあるものに限る。）の結果における土木一式工事の総合評点が930点以上であること。</p> <p>コ 平成元年度以降に、杭基礎を有する橋りょう下部工の工事（以下「同種工事」という。）を元請けとして施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が20%以上のものに限る。</p> <p>ク (2)のオにより配置する主任技術者又は監理技術者は、平成元年度以降に同種工事を施工監理した実績を有する者であること。</p> <p>3 技術資料等の作成及び提出</p> <p>(1) 技術資料作成要領の交付</p> <p>ア 交付期間及び時間</p>	<p>平成10年12月25日（金）から平成11年1月13日（水）まで（日曜日・土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに平成10年12月29日から同月31日までを除く。）の午前9時から午後4時まで</p> <p>イ 交付場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県土木部管理課建設業係（鳥取県庁本庁舎5階）</p> <p>(2) 技術資料等の提出 本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料等を次により提出するものとする。</p> <p>ア 提出期間及び時間並びに提出場所 (1)に同じ。</p> <p>イ 提出方法 持参すること。</p> <p>(3) 技術資料等の審査 提出された技術資料等を基に、建設業者指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 関連情報を入力するための照会窓口は、鳥取県土木部管理課建設業係（電話番号0857-26-7347）とする。</p> <p>(2) 技術資料等の提出は、入札参加の意向を確認するものであつて、技術資料等の提出があつても指名されるとは限らない。</p> <p>(3) 技術資料等その他提出された書類は、返却しない。</p> <p>(4) 工事内容に関する説明会は、行わない。</p> <p>(5) 提出された技術資料等は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。</p>
--	---

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成10年12月25日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 工事の概要

- (1) 工事名 県立鳥取東高等学校体育館等改築工事
- (2) 工事場所 鳥取市立川町五丁目
- (3) 工事内容

ア 本件工事は、県立鳥取東高等学校の旧体育館、部室、渡り廊下及び自転車置き場を撤去し、新たに体育館及び渡り廊下の建築を行うものである。

イ 本件工事は、別途発注予定の電気設備工事、機械設備工事と協調を図り実施する必要がある。

(4) 工事の詳細

- ア 体育館棟 鉄骨造3階建  
建築面積 1,879.39㎡  
延べ床面積 2,755.81㎡
- イ 渡り廊下棟 鉄骨造平屋建  
建築面積 237.00㎡  
延べ床面積 237.00㎡

(5) 工期 平成11年3月から平成12年2月28日まで

2 技術資料等の提出ができる者

技術資料及び入札参加資格確認書類（以下「技術資料等」という。）の提出ができる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

- (1) 共同企業体に関する条件
- ア 本件工事は、特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）による共同施工とする。

イ 共同企業体は、県内に本店を有する者2名による自主結成とする。

ウ 各構成員の出資比率は、40%以上とする。

エ 代表者は、その出資比率が異なる場合は出資比率の大きい者とし、出資比率が同じ場合はどちらでもよいものとする。

オ 各構成員は、本件入札において他の共同企業体の構成員となることができない。

(2) 共同企業体の構成員共通の資格

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第6項に規定する特定建設業（建築一式工事）の許可を受けていること。

ウ 平成9年1月鳥取県告示第35号（建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）に基づき入札参加資格のうち、一般建築工事のA級に係るものを有すること。

エ 平成10年12月25日（金）から平成11年2月5日（金）までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づき指名停止措置を受けていないこと。

オ 本件工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連を有する者でないこと。

(3) 共同企業体の代表者の資格

ア 建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査（審査基準日が平成8年10月1日から平成9年9月30日までの間にあるものに限る。以下同じ。）の結果における建築一式工事の総合評点が920点以上であること。

イ 平成元年度以降に、工事が完成し引き渡し完了している鉄骨造で延べ床面積が1,500㎡以上の建物の建築工事（以下「同種工事」という。）を元請けとして施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が20%以上のものに限る。

ウ 次に掲げる基準を満たす監理技術者を本件工事に専任で配置できること。

<p>(ア) 平成元年度以降に、同種工事に従事した経験を有する者であること。</p> <p>(イ) 建築一式工事について、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。</p> <p>(ウ) 建築士法（昭和25年法律第202号）第4条の規定による一級建築士の資格を有する者又は建築業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条の3に規定する建築施工管理（一級）の検定の合格証明書の交付を受けている者であること。</p> <p>(4) 共同企業体の代表者以外の者の資格</p> <p>ア 建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査の結果における建築一式工事の総合評点が900点以上であること。</p> <p>イ 建築士法第4条の規定による一級建築士の資格を有する者又は建設業法施行令第27条の3に規定する建築施工管理（一級）の検定の合格証明書の交付を受けている者を本件工事に専任で配置できること。</p> <p>3 技術資料等の作成及び提出</p> <p>(1) 技術資料作成要領の交付</p> <p>ア 交付期間及び時間</p> <p>平成10年12月25日（金）から平成11年1月8日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに平成10年12月29日から同月31日までを除く。）の午前9時から午後4時まで</p> <p>イ 交付場所</p> <p>鳥取市東町一丁目220</p> <p>鳥取県土木部管理課建設業係（鳥取県庁本庁舎5階）</p> <p>(2) 技術資料等の提出</p> <p>本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料等を次により提出するものとする。</p> <p>ア 提出期間及び時間</p> <p>(1)のアに同じ。</p>	<p>イ 提出場所</p> <p>(1)のイに同じ。</p> <p>ウ 提出方法</p> <p>持参すること。</p> <p>(3) 技術資料等の審査</p> <p>提出された技術資料等を基に、建設業者指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 関連情報を入力するための照会窓口は、鳥取県土木部管理課建設業係（電話番号0857-26-7347）とする。</p> <p>(2) 技術資料等の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料等の提出があっても指名されとは限らない。</p> <p>(3) 技術資料等その他提出された資料は、返却しない。</p> <p>(4) 工事内容に関する説明会は、行わない。</p> <p>(5) 提出された技術資料等は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。</p>
---	---